

## 電子申告等の開始

### 1 電子申告等を名古屋国税局管内から開始

平成15年4月に、国税庁は、平成16年2月より、段階的に、国税の電子申告・電子納税等の運用を開始することを公表した。国税庁はこの電子申告等をe-Taxと称しているが、この名称は、オーストラリアのインターネット利用による電子申告の形態の名称(e-tax)と同様である。

わが国の電子申告は、諸外国に比べて遅れて始まったことから、当初より、インターネットを利用することを想定したものになっている。わが国の電子申告においてインターネットを通じて行える手続は、所得税、法人税及び消費税に係る申告、全税目の納税、申請・届出等である。

そして、平成16年2月より、名古屋国税局管内において運用が開始されるが、電子申告のモデル地区としてここを指定した理由は、国税庁が、わが国における税収ベースで約10%を占めるこの地域を規模等の観点より適正と判断したのであろう。

#### (1) 所得税申告等(名古屋国税局管内)

平成16年2月より、名古屋国税局管内において、所得税申告、消費税申告(個人)の運用が開始となる。したがって、所得税確定申告につ

いて、平成15年分の所得税申告については、名古屋国税局管内のみがこれを経験することになり、他局は、平成17年2月(平成16年分確定申告)から運用開始ということになる。

#### (2) 法人税申告等(名古屋国税局管内)

平成16年3月下旬より、名古屋国税局管内において、法人税申告、消費税申告(法人)、納税、申請・届出等について運用が拡大される。

この段階に至って、名古屋国税局管内において、電子申告の運用がすべて出揃ったことになる。

#### (3) 全国拡大

平成16年6月より、電子申告等の運用が全国に拡大する。申請・届出等は、平成16年9月以降の運用である。

### 2 わが国における電子申告導入の沿革

わが国の電子申告導入は、コンピュータ及びインターネットの普及という事象を背景にして、政府の申請・届出等の電子化・ペーパーレス化という基本方針がまずあり、その実施例として、税務申告という行政手続の電子化と位置付けできるのである。要するに、電子申告の導入の直接的な原因は、電子政府という政府全体の手続等の電子化の促進の一環として進められたことにある。

わが国政府は、平成11年11月の経済対策閣僚

# Topics of International Taxation

会議決定「経済新生対策」において、政府と民間の間の行政手続についてインターネットを利用してペーパーレスで行うとする電子政府の基盤を平成15年までに構築することを決定した。この方針に基づいて、国税の電子申告については、必要な実験を行う等の基盤整備の推進が図られることになった。

その後、平成11年12月の内閣総理大臣決定による「ミレニアムプロジェクトについて」では、平成15年度までに、国税の申告手続等をインターネット等のネットワークで行うことのできる電子申告制度の導入を図るため、平成12年度に電子申告の実験を実施し、平成13年度よりシステムの開発等を進め、平成15年度までに一部の税目等について運用を開始することが決められた。

国税庁は、電子申告導入の最初の作業として、平成11年6月に有識者から構成される「申告手続の電子化等に関する研究会」を発足させ、その成果が、平成12年4月に「望ましい電子申告制度の在り方について」という報告書にまとめられて公表されている。

この研究会報告の特徴と思われる主要な点を列挙すると次のとおりである。

- ① 電子申告の対象税目は、当面は申告所得税、法人税、消費税とする。
- ② 添付書類のうち、第三者作成の証明書類については、当分の間、別途提出を求めるべきものがあってもやむを得ない。
- ③ 電子申告の方法としては、インターネットを利用した納税者による直接申告を採用し、仲介者介在方式は適当ではない。

結果として、この報告書に示された骨格が、平成16年2月の運用においても生かされている。例えば、対象税目（上記①）はそのままである。

国税庁は、報告書の公表後において、電子申告の導入に向けた準備作業として、東京国税局管内の麴町税務署と練馬東税務署において、平成12年11月下旬から平成13年3月までの間、申告所得税、法人税、消費税について実験を行っている。そして、平成13年7月から具体的なシステム設計作業に入り、インターネットによる税務申告や納税が可能となる電子申告（e-Tax）の導入に向けて、平成14年3月末にシステム設計を終了している。

## 3 問題点

わが国の場合、電子申告の対象となる税目である、申告所得税、法人税、消費税のうち、最も第三者作成の資料の添付を義務付けられているのは申告所得税であるが、これらの添付義務を解除するためには、法令の改正と適正な申告を担保するための方策が必要となる。

さらに、所得税申告は、特定の時期に集中することから、金融機関等においてシステムがダウンしたという新聞報道があるが、全国で運用を開始する平成17年2月の確定申告期に注意を払う必要がある。

中央大学商学部教授

矢内 一好